

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、<u>同条同項第9号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。<u>以下「運用規程」という。</u>）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	
<p>2 石炭火力発電に関する制限 <u>石炭火力発電において用いられる貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあつては、保険関係を成立させることができない。仮に輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）第2条第1項に規定する通知（以下「通知」という。）がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>		
<p>3 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限 (1)～(2) (略)</p>	<p>2 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限 (1)～(2) (略)</p>	
<p>4 特定国 (1)～(3) (略)</p>	<p>3 特定国 (1)～(3) (略)</p>	

新	旧	備考
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年12月20日</u>] この改正は、<u>令和4年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年11月30日</u>] この改正は、<u>令和3年12月1日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1] (略)</p>	<p>[別紙1] (略)</p>	
<p>[別表] 表 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2：通知時において、保険関係の成立に係る輸出代金について資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険関係を成立させるものとする。</p> <p>注3～注5 (略)</p>	<p>[別表] 表 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2：<u>輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00007）第1条に定める荷為替手形の買取に係る日本貿易保険への通知時において、</u>保険関係の成立に係る輸出代金について資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険関係を成立させるものとする。</p> <p>注3～注5 (略)</p>	